2026年11月13日

各 位

会 社 名　ソニーグループ株式会社
代 表 者 名　代表執行役 十時 裕樹
(コード番号　6758　東証　プライム)
問 合 せ 先　ＩＲ部ＩＲグループ
(TEL03－6748－2111(代表))

譲渡制限付株式ユニット（RSU）の権利確定に伴う自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2022年度より譲渡制限付株式ユニット（以下、「RSU」という。）による事後交付型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入していますが、本日、過去に付与したRSUの一部の権利確定に伴い、取締役会決議による委任に基づき、当社代表執行役が自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決定しましたので、お知らせします。

１．自己株式処分の概要

① 金銭債権の現物出資により行われる本自己株式処分

（１）	払込期日	2026年12月１日
（２）	処分する株式の種類及び数	当社普通株式　6,273,892株（ただし、本処分株式数は、払込期日までに、割当予定者の死亡等の当社のRSUに関する社内規則に定められた理由により減少する可能性があります。）
（３）	処分価額	１株につき4,281円
（４）	処分価額の総額	26,858,531,652円
（５）	割当予定先	プランB 当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第３項に定める子会社及び同条第５項に定める関連会社をいう（以下同じ。）。）の取締役その他の役員 ２名　252,694株 当社の関係会社の従業員　１名　515株 プランC 当社の執行役その他の役員　２名　29,847株 当社の従業員　504名　315,389株 当社の関係会社の取締役その他の役員　66名　303,355株 当社の関係会社の従業員　3,835名　4,403,342株 プランF 当社の執行役その他の役員　６名　210,100株 当社の従業員　427名　182,129株 当社の関係会社の取締役その他の役員　29名　60,032株 当社の関係会社の従業員　2,413名　516,489株

② 金銭の払込みにより行われる本自己株式処分

（1） 払込期間	2026年12月1日から2026年12月15日まで
（2） 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 26,878株（ただし、本処分株式数は、払込期間までに、割当予定者の死亡等の当社のRSUに関する社内規則に定められた理由により減少する可能性があります。）
（3） 処分価額	1株につき4,281円
（4） 処分価額の総額	115,064,718円
（5） 割当予定先	プランC 当社の関係会社の取締役その他の役員 2名 823株 当社の関係会社の従業員 84名 26,055株

2．自己株式処分の目的及び理由

当社は、2022年度より本制度を導入しています。

本制度は、ソニーグループの業績と本制度の対象者（以下、「対象者」という。）の受ける利益を連動させることにより、ソニーグループの業績向上に対する対象者の貢献意欲を高め、以てソニーグループの業績を向上させることを目的として導入したものです。

＜本制度の概要＞

① 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役を含む。）、執行役その他の役員及び従業員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を含む。）その他の役員及び従業員

※ RSU付与時点の対象者の地位であり、権利確定時の地位はこれとは異なる可能性があります。

②RSUの概要

本制度は、当社が対象者に対して、当社が定める数のRSUを事前に支給し、下記③の方法により権利確定した場合、当該権利確定したユニット数と同数（以下、「RSU交付株式数」という。）の当社の普通株式（以下、「当社普通株式」という。）を交付するものです。

③RSUの権利確定

権利確定の方法により、プランA、プランB、プランC、プランD、プランE及びプランFを定めており、原則として以下に記載する方法によって、RSUが権利確定するものとします。

プランA：付与日から9年後に全てのRSUが権利確定します。

プランB：付与日から3年後に全てのRSUが権利確定します。

プランC：付与日から3年間にわたり、1年を経過する毎に付与したRSUのうち3分の1が権利確定します。

プランD：対象者が、当社又は当社の関係会社（当社と併せて以下、「当社グループ会社」という。）の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合に全てのRSUが権利確定します。

プランE：原則として、対象者が、当社の上級役員としての地位を喪失した場合に全てのRSUが権利確定します。

プランF：付与日から1年後に全てのRSUが権利確定します。

本自己株式処分に係るRSUに適用されるプランの詳細は以下のとおりです。

プラン	内容	該当回号
プランB	RSUの付与日から３年後の応当日が属する月の翌月１日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）までの間、対象者が継続して当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれかの地位にある場合、当該応当日が属する月の翌月１日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）において、対象者が保有しているRSU全てについて権利確定します。ただし、(i)権利確定前に、対象者が死亡により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象者の地位喪失の時点において当該対象者が保有するユニット数について権利確定するものとします。また、(ii)権利確定前に、対象者がその他当社の報酬委員会又は人事を担当する上級役員が正当と認める理由により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象者の保有するRSUのうち、RSUの付与日から当該地位喪失日までの期間に応じて決定されるユニット数について権利確定するものとします。なお、上記(i)及び(ii)の場合については、当社の報酬委員会又は人事を担当する上級役員は、当該対象者の保有するRSUの数の範囲内で、RSU交付株式数を合理的な範囲で調整することができるものとします。	第５回RSU（2023年11月27日付与）
プランC	RSUの付与日から次のa乃至cに掲げる日までの間、対象者が継続して当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれかの地位にある場合、当該a乃至cに掲げる日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）において、順次、当該区分に掲げる数（ただし、a及びbにおいて１未満の数が生じた場合は、これを切り捨てます。）のRSUについて権利確定します。 ＜権利確定日＞　＜権利確定するユニット数＞ a) 付与日の１年後の応当日が属する月の翌月１日　付与したユニット数に３分の１を乗じた数 b) 付与日の２年後の応当日が属する月の翌月１日　付与したユニット数に３分の１を乗じた数 c) 付与日の３年後の応当日が属する月の翌月１日　付与したユニット数から、上記 a 及び b の数を差し引いた数 ただし、(i)権利確定前に、対象者が死亡により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象者の地位喪失の時点において当該対象者が保有するユニット数について権利確定するものとします。また、(ii)権利確定前に、対象者がその他当社の報酬委員会又は人事を担当する上級役員が正当と認める理由により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象者の保有するRSUのうち、RSUの付与日から当該地位喪失日までの期間に応じて決定されるユニット数について権利確定するものとします。なお、上記(i)及び(ii)の場合については、当社の報酬委員会又は人事を担当する上	第６回RSU（2023年11月27日付与） 第12回RSU（2024年11月25日付与） 第18回RSU（2025年11月25日付与）

	級役員は、当該対象者の保有するRSUの数の範囲内で、RSU交付株式数を合理的な範囲で調整することができるものとします。	
プランF	RSUの付与日から１年後の応当日が属する月の翌月１日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）までの間、対象者が継続して当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれかの地位にある場合、当該応当日が属する月の翌月１日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）において、対象者が保有しているRSU全てについて権利確定します。ただし、権利確定前に、対象者が死亡、当社グループ会社の定める定年に達したこと、又はその他当社の報酬委員会又は人事を担当する上級役員が正当と認める理由により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象者の地位喪失の時点において当該対象者が保有するユニット数について権利確定するものとします。	第19回RSU（2025年11月25日付与）

④当社普通株式の交付の方法及び時期

当社は、権利確定後、速やかに、当社グループ会社から対象者に支給された当社グループ会社に対する金銭報酬債権（なお、当社は、当社の関係会社の対象者に付与された金銭報酬債権に係る当該関係会社の対象者に対する債務について併存的債務引受けをします。）の現物出資と引換えに、当社の代表執行役の決定に基づく新株式発行又は自己株式処分によって、RSU交付株式数の当社普通株式を交付します。ただし、当社が必要と認める場合には、当社の関係会社が金銭報酬債権を当該対象者に対して付与することに代えて、当社は、当社の関係会社をして、当該金銭報酬債権の額と同額の金銭を当該対象者に対して支給させるなどの適切と認める措置をとることができるものとし、この場合、当該対象者は、当社に対して株式と引き換えに金銭を払い込むことにより、RSU 交付株式数の当社普通株式を取得するものとします。なお、当社の発行済株式総数が株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じて当該RSU交付株式数を調整します。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の１株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る当社の代表執行役の決定の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならず、かつ関連する法令により認められる範囲において当社が決定する額とします。

なお、対象者が死亡した場合、当社普通株式の交付が困難な特段の事情が生じた場合、その他当社が必要と認める場合には、当社は、その裁量により、対象者又はその承継者に対して同等の価値を有する金銭を支給することにより、当社普通株式の交付に代えることができるものとします。ただし、プランFについては、対象者が死亡、定年又はその他当社が正当と認める理由により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、対象者又はその承継者に対して当社普通株式の交付に代えて同等の価値を有する金銭を支給します。

⑤RSUの消滅事由

権利確定日までに、（ⅰ）対象者がRSUを放棄した場合、（ⅱ）対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合、（ⅲ）対象者について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合、（ⅳ）対象者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、及び、（ⅴ）その他当社が予め定める一定の事由に該当する場合、未確定のRSUの全部が消滅します。

⑥組織再編等その他の事由が生じた場合の取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）にて承認された場合、その他当社が定める事由が発生した場合には、当社の報酬委員会の決議又は代表執行役の決定に基づき、当該組織再編等の効力発生日までの期間等を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式、金銭又は組織再編等の相手方の株式を対象者に交付することができます。

本自己株式処分は、第５回 RSU、第６回 RSU、第 12 回 RSU 及び第 18 回 RSU の一部ならびに第 19 回 RSU の全部が 2026 年 12 月１日に権利確定することに伴い、取締役会決議による委任に基づき、2026 年 11 月 13 日付の当社代表執行役の決定により行うものです。

３．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分のうち上記１①に定めるものは、本制度に基づき、当社グループ会社が対象者へ支給する金銭報酬債権（なお、当社は、当社の関係会社の対象者に付与された金銭報酬債権に係る当該関係会社の取締役その他の役員及び従業員に対する債務について併存的債務引受けをします。）を出資財産として、現物出資させることにより行われるものです。

本自己株式処分のうち上記１②に定めるものは、本制度に基づき、当社の関係会社が対象者へ支給する金銭を、当該対象者をして、当社に払い込ませることにより行われるものです。

本自己株式処分の処分価額は、2026 年 11 月 12 日（本自己株式処分に係る当社代表執行役の決定日の前営業日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である 4,281 円としています。これは、本自己株式処分に係る当社代表執行役の決定日の直前の市場株価であることから合理的と考えており、特に有利な価額には該当しないものと考えています。

以上